

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
件名	し尿汲取り	防北基LPS-X00001	
		承認	令和 6年 1月23日
		作成	令和 6年 1月19日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第12飛行教育団 (基地業務群管理隊)		

1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊防府北基地で実施するし尿槽のし尿の汲取り（以下「役務」という。）について規定する。

2 履行場所

航空自衛隊防府北基地

3 履行期間

令和6年 月 日～令和7年3月31日

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び別図によるほか、「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年12月24日条例第27号）」その他関係法規を適用し、実施するものとする。
- (2) 請負者は、役務関係者以外に図面等を貸出し、複製及び閲覧させてはならない。また、役務完了後は、図面等を返却するものとする。
- (3) 請負者は、基地内で役務を行う場合、基地等への立入り及び基地内での行動は基地の規則に従い、指定場所以外に許可なく立入りしてはならない。
- (4) 本役務に必要な書類は、監督官の指示した期日までに提出し、監督官の承諾を受けるものとする。
- (5) 役務に係わる作業において、事故防止のための万全な処置を講ずるものとする。
- (6) 本役務に際し、建物その他器物を破損及び汚損した場合は、その一切を請負者負担において原形に復旧するものとする。
- (7) 役務写真の撮影は、作業前、作業中及び作業完了後とし、撮影箇所は、監督官の指示する場所、作業後隠ぺいとなる場所及び使用材料等とする。また、役務写真はカラーとし、アルバムに整理して、データCD-R等と共に提出するものとする。

- (8) 役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期するものとする。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項が発生した場合、又は疑義が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

5 特記事項

- (1) 汲取り場所（別図のとおり。）

# 6（し尿槽）

- (2) 汲取り回数

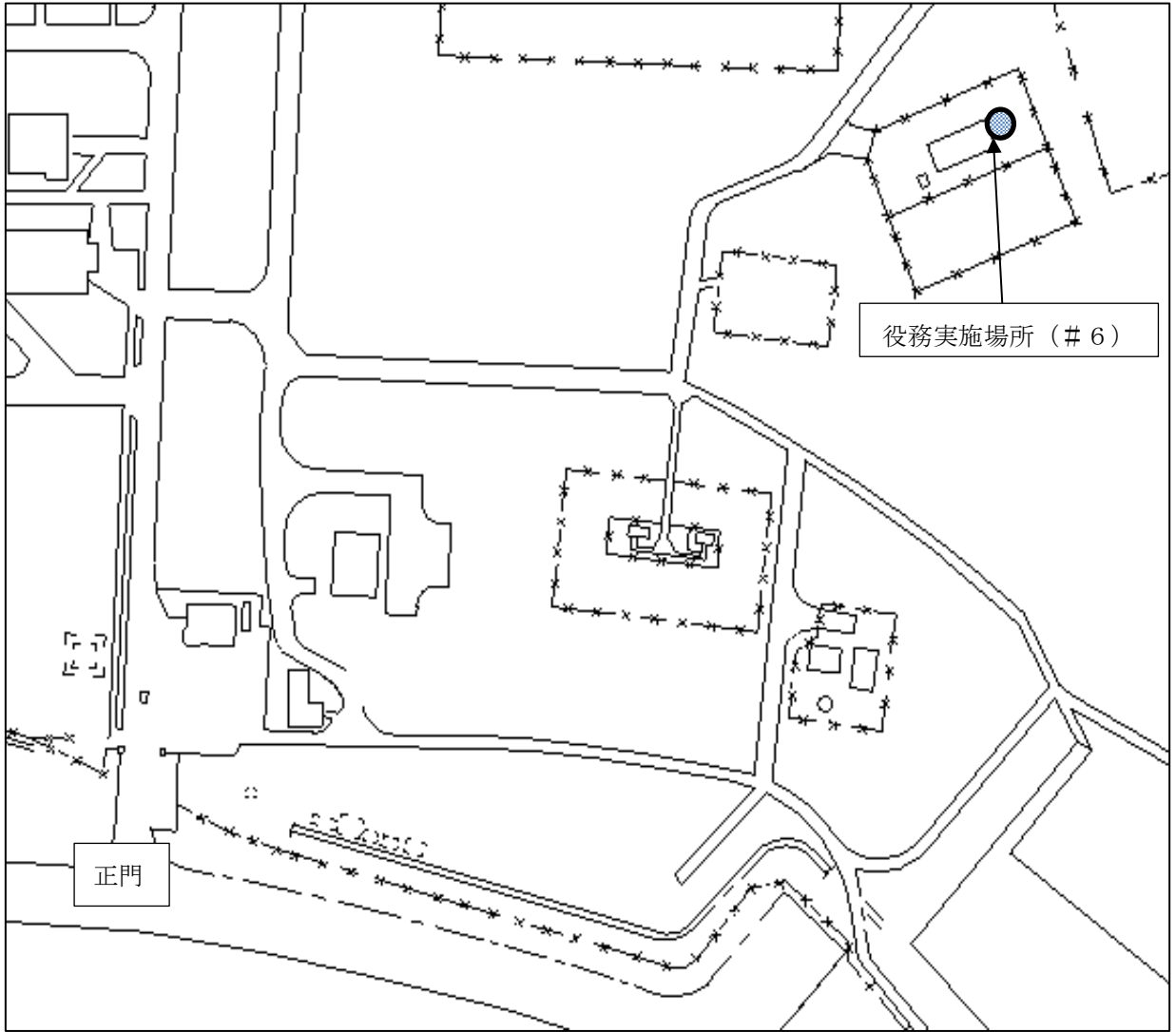
毎月2回を基準とする。

- (3) 汲取り見込み量（基準）

項目	規格	予定数量	単位
し尿	# 6 し尿槽	96,000	(L)

- (4) 請負者は役務完了後、計量伝票の写しを監督官に提出するものとする。
- (5) 役務は、書類提出をもって完了とする。

汲取り場所



役務関係者以外不許複製